

鳥取県訓令第5号

鳥取県守衛服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県守衛服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県守衛服務規程（平成4年鳥取県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（職務）</p> <p>第2条 守衛の職務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5）</p> <p>（6） <u>その他総務課長が別に定める事項</u></p> <p>（指揮系統）</p> <p>第3条 守衛長は、<u>総務課長の命を受け</u>、副守衛長及び守衛を指揮する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第4条 守衛の勤務は、2交代制とし、その勤務時間は、次のとおりとする。ただし、災害等により臨時の必要が生じた場合において、<u>総務課長が特に勤務を命じたときは</u>、この限りでない。</p> <p>日勤 午前8時から午後5時まで</p> <p>夜勤 午後4時45分から翌日の午前8時15分まで</p> <p>2及び3 略</p>	<p>（職務）</p> <p>第2条 守衛の職務は、次のとおりとする。</p> <p>（1）～（5）</p> <p>（6） <u>その他管財課長が別に定める事項</u></p> <p>（指揮系統）</p> <p>第3条 守衛長は、<u>管財課長の命を受け</u>、副守衛長及び守衛を指揮する。</p> <p>2及び3 略</p> <p>（勤務時間）</p> <p>第4条 守衛の勤務は、2交代制とし、その勤務時間は、次のとおりとする。ただし、災害等により臨時の必要が生じた場合において、<u>管財課長が特に勤務を命じたときは</u>、この限りでない。</p> <p>日勤 午前8時から午後5時まで</p> <p>夜勤 午後4時45分から翌日の午前8時15分まで</p> <p>2及び3 略</p>

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。